○経済産業省告示第五十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

二の二の表の㈱1中1211・30の項から25・24の項まで、2903・29の項から2939・99の項まで及び30・03の項から3506・91の項までを削り、36・03の項のロを次のように改める。

ロ　火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）第一号の要件を満たす火工品（イグナイターに限る。）

二の二の表の㈱1中36・03の項のハ及び36・05の項から4016・99の項までを削る。

二の二の表の㈱2中「化学兵器禁止法に定める特定物質」を「化学兵器禁止法に定める特定物質並びに」に改め、「並びに石綿を用いた製品」を削り、同表の㈱2の5の項を削る。

三中「6の(1)から(4)まで」を「6の(1)から(3)まで」に、「8の(1)から(12)まで」を「8の(1)から(8)まで」に改める。

三の6中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

三の7の(1)のイを次のように改める。

イ　試験研究用の次の表に掲げる貨物を輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

関税率表の番号等	品目
二九〇三・二九	ヘキサクロロブタ―一・三―ジエン
二九〇三・八一	r―一・c―二・t―三・c―四・t―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ―ヘキサクロロシクロヘキサン。）、r―一・t―二・c―三・t―四・c―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベーター―ヘキサクロロシクロヘキサン。）及びr―一・c―二・t―三・c―四・c―五・t―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ―ヘキサクロロシクロヘキサン。）
二九〇三・八二	一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）。）並びに一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四・四a・五・八・八a―ヘキサヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名アルドリン。）
二九〇三・八九	ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ［二・二・一］ヘプタン（別名トキサフェン。）、ドデカクロロペンタシクロ［五・一・〇・$〇^{二,六}$・$〇^{三,九}$・$〇^{四,八}$］デカン（別名マイレックス。）及びヘキサブロモシクロドデカン
二九〇三・九二	ヘキサクロロベンゼン及び一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―クロロフェニル）エタン（別名DDT。）
二九〇三・九九	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。）、ペンタクロロベンゼン及びヘキサブロモビフェニル
二九〇四・九〇	ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名PFOS。）又はその塩及びペルフルオロ（オクタン―一―スルホニル）＝フルオリド（別名PFOSF。）
二九〇六・二九	二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ジコホル。）
二九〇七・一九	二・四・六―トリ―ターシャリ―ブチルフェノール
二九〇九・三〇	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。）、ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。）、ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル。）及びヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル。）
二九一〇・四〇	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名ディルドリン。）
二九一〇・九〇	一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン。）
二九一四・七〇	デカクロロペンタシクロ［五・三・〇・$〇^{二,六}$・$〇^{三,九}$・$〇^{四,八}$］デカン―五―オン（別名クロルデコン。）
二九二一・五一	N・N′―ジトリル―パラ―フェニレンジアミン、N―トリル―N′―キシリル―パラ―フェニレンジアミン及びN・N′―ジキシリル―パラ―フェニレンジアミン
二九三一・二〇	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
二九三三・九九	二―（二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール
二九三四・九九	六・七・八・九・十・十―ヘキサクロロ―一・五・五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン、ベンゾエピン。）
三四〇四・九〇	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル
三八二四・九〇	ポリ塩化ナフタレン

三の7の(1)のロを削る。

三の7の(1)のハ中「（8の(12)の手続により輸入される貨物を除く。）」を削り、三の7の(1)のハを三の7の(1)のロとする。

三の7中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とする。

三の8中「次の(1)から(12)までの貨物」を「次の(1)から(8)までの貨物」に、「(1)から(12)までに定める書類」を「(1)から(8)までに定める書類」に改める。

三の8中(6)から(8)までを削り、(9)を(6)とし、三の8の(10)中「関税定率法別表第七一類」を「関税率表」に改め、三の8の(10)を三の8の(7)とする。

三の8中(11)を(8)とし、(12)を削る。

三の9の(2)中「ベリーズ」の下に「、ボリビア」を加え、「、コロンビア」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、三の7の(1)のイの改正規定中表の二九〇三・八九の項（ヘキサブロモシクロドデカンに係る部分に限る。）及び表の二九三四・九九の項の規定は、平成二十六年五月一日から施行する。